

事務連絡
令和4年8月30日

一般社団法人
日本アスファルト合材協会会長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

アスファルト合材の適正な取引価格の設定について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定やアスファルト合材の取引の適正化等について政府全体で取り組むこととされました。

これを踏まえ、貴協会に対しても、「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」（令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号。別添。）により、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、原材料費等の高騰の状況に応じて、当事者間の協議の上適正な取引価格を設定するなど適切な対応を図っていただくようお願いしたところです。

取引価格の設定や実際の取引に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「法」という。）及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）において「不公正な取引方法」の一つとして禁じられている「不当廉売」に該当することのないようご注意ください。

「不当廉売」とは、法第2条第9項第3号において「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と、不公正な取引方法第6項において「法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」とされています。

このうち、不公正な取引方法第6項については、公正取引委員会が示している考え方によれば、「廉売行為者が可變的性質を持つ費用以上の価格（総販売原価を下回ることが前提）で供給する場合や、可變的性質を持つ費用を下回る価格で単発的に供給する場合であつて

も、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的、廉売の効果、市場全体の状況等からみて、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは「不当廉売」に該当し規制対象であることとされています^(※)ので、ご留意の上、適正な取引価格を設定いただきますようお願いいたします。

(※)「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年公正取引委員会)の4(1)参照

なお、本事務連絡については別紙のとおり建設業者団体にも共有しておりますので、参考までに送付いたします。